

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

三重県内（市及び多気町を除く）に住民票があり、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯のうち、下記の要件を満たす世帯を対象に支援金を支給します。

1 支給対象世帯

- ・総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯/11月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付について、自立相談支援機関に相談をしたものの、支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

■ 収入が、①+②の合計額を超えないこと

- ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

※参考（県福祉事務所管内の各町にお住まいの場合）

単身：111,400円 2人世帯：155,000円 3人世帯：183,400円

■ 資産が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）

※参考（県福祉事務所管内の各町にお住まいの場合）

単身：468,000円 2人世帯：690,000円 3人世帯：840,000円

■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ①公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと
 - ・月1回以上、三重県生活相談支援センターの面接等の支援を受けること
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- ②就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月 **申請期限は11月30日までになります。（消印有効）**

3 支給のための手続き

(1) 申請書提出先 (多気町を除く県内各町に住民票がある世帯)

○三重県生活相談支援センター (自立相談支援機関)

〒514-8552 津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2階 (郵送可)

○町社会福祉協議会又は町役場福祉担当課

※お住まいの町によって提出先が異なりますので、下記お問い合わせ先又は県ホームページにてご確認ください。

※市及び多気町に住民票がある世帯については、提出先が異なりますので、それぞれの市役所等にてご確認ください。

※申請者は「世帯の生計を主として維持している方」となります。

(2) 申請に必要な書類

- ・支給申請書 (様式1-1)
 - ・申請時確認書 (様式1-2)
 - ・世帯全員の住民票 (続柄入) ※個人番号の記載がないもの
 - ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
 - ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の口座の通帳の写し
 - ・公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し
又は、生活保護を申請中である場合は、生活保護申請書の写し
 - ・本支援金の振込先口座がわかる書類 (通帳の該当部分の写し等)
 - ・再貸付の借用書又は再貸付の不承認通知の写し
- (紛失等により、書類の用意ができない場合は、再交付を受ける必要はありません)

様式は以下のQRコードからダウンロードしていただけます

※自立支援金の受給中は、常用就職に向けて下記の求職活動等を誠実かつ熱心に行っていた
たく必要があります。

- ・月1回以上、三重県生活相談支援センターの面接等の支援を受けること
 - ・月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- (支援金の受給中に生活保護を申請し、申請に対する結果待ちの間については該当しません)

お問い合わせ

三重県子ども・福祉部地域福祉課

059-224-2256 [受付時間] 平日 8:30~17:15

三重県生活相談支援センター (自立相談支援機関)

059-271-7701 [受付時間] 平日 8:30~17:15



県ホームページ